

指定就労継続支援A型事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局障害福祉部
指定指導担当課長 印 昭博

指定就労継続支援A型事業所の経営状況に関する実態調査 及び経営改善計画書等の提出について（依頼）

平素より、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、指定就労継続支援A型事業所につきましては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（障障発第0330第2号、厚生労働省留意事項通知）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（指定基準）第192条第2項及び第6項に従った適切な事業運営を行っているか、実態を把握する必要があります。

つきましては、以下の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象事業所

- （1）実態調査・・・全ての指定就労継続支援A型事業所
- （2）経営改善計画書等の作成・・・上記（1）の実態調査において、生産活動収支がマイナスとなった指定就労継続支援A型事業所

2 提出書類及び提出期限・提出方法

提出書類	提出期限・提出方法
（1）実態調査 ・就労支援事業別事業活動明細書【別紙様式1-1】 ・就労継続支援A型事業所 生産活動収支報告書（令和5年度分）【別紙様式1-2】 *いずれも令和5年度分（新規事業所については、指定年月日～令和6年3月31日分）	令和6年11月1日（金） ・下記の「問合せ先メールアドレスへの送信」、または「郵送」でご提出ください。 ・郵送の場合、封筒の表に「就労継続支援A型事業所 実態調査」と朱書きしてください。
（2）経営改善計画書等の作成 ※1、※2 ・経営改善計画書【別紙様式2-1】 ・経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等【別紙様式2-2】	令和6年12月27日（金） ・「郵送」にてご提出ください。 ・郵送の際、封筒の表に「就労継続支援A型事業所 経営改善計画書等」と朱書きしてください。

- ※1 「就労支援事業別事業活動明細書（別紙様式1-1）」入力時に、「経営改善報告書等の提出が必要です」とメッセージが表示された事業所が対象です。
- ※2 「経営改善計画書等」については、事業所のホームページで公表するよう努めてください。

【注】 指定基準に基づいて生産活動収支を確認するものであるため、上記書類の提出がない場合、運営指導等の対象とすることがありますので、念のため申し添えます。

【問合せ先】

北九州市保健福祉局障害者支援課

指定指導係：古賀、小川

TEL：093-582-2424

FAX：093-582-2425

メールアドレス：ho-shougai@city.kitakyushu.lg.jp